

ポンプ場・処理場施設 機械・電気設備共通仕様書(令和元年5月)の一部改訂

○表紙

章	条	表紙	標題等	内容	仕様書頁番号
—	—	—	—	JIS法改正による改訂	—
			現行	改訂	
			令和元年 5月	令和元年 7月	

○第1編 共通事項

章	条	標題等	内容	仕様書頁番号
1	5	現場代理人及び主任技術者等	現場代理人の常駐の取り扱い明確化による改訂	1-3
現行			改訂	
<p>4. 受注者は、契約書第10条第3項の規定に基づき、現場代理人を常駐させてその運営、取締りを行わせ、工事現場の管理に当たらせなければならない。この場合において、工事現場に常駐とは、特別な理由がある場合を除き常に施工作业中の当該現場に滞在していることをいう。ただし、連絡体制が確保されていると認められた場合においてはその限りではない。</p>			<p>4. 現場代理人の権限は、契約書第10条第3項のとおりとする。なお、同条第4項に該当し、発注者が現場代理人について工事現場における常駐を要しないと認めた場合においては、監督員に連絡をして承認を得た上で、職務を代行するものを常駐させなければならない。また、工事現場付近住民に対し十分な広報を行い、工事への協力を得られるように努めなければならない。</p>	

○第1編 共通事項

章	条	標題等	内容	仕様書頁番号
1	8	規格及び基準の遵守	JIS法改正による改訂	1-5
		現行	改訂	
(2)日本工業規格			(2)日本産業規格	

○第1編 共通事項

章	条	標題等	内容	仕様書頁番号
2	1	材料	JIS法改正による改訂	1-8
		現行	改訂	
		2.材料は、すべて日本工業規格(JIS)に適合したものによる。～	2.材料は、すべて日本産業規格(JIS)に適合したものによる。～	

○第2編 機械設備

章	条	標題等	内容	仕様書頁番号
2	1	材料	JIS法改正による改訂	2-10
現行			改訂	
2.配管材料の規格は、下記によるものとする。 (1). 鑄鉄管は日本工業規格(JIS)～ (2). 鋼管は、日本工業規格(JIS)～ (3). ライニング管及び樹脂管は日本水道鋼管協会規格(WSP)及び(社)日本水道協会規格(JW)日本工業規格(JIS)～			2.配管材料の規格は、下記によるものとする。 (1). 鑄鉄管は日本産業規格(JIS)～ (2). 鋼管は、日本産業規格(JIS)～ (3). ライニング管及び樹脂管は日本水道鋼管協会規格(WSP)及び(社)日本水道協会規格(JW)日本産業規格(JIS)～	